

# 令和6年度第2回(5月)長泉町区長連絡協議会 配布資料一覧

令和6年5月10日(金)第2回役員会で審議・承認されました第2回区長会資料を送付しますので、ご確認ください。

## 1 福祉保険課

避難行動要支援者情報の共有並びに避難支援計画の推進について…資料No.1

【担当】佐野(電話 055-989-5512)

## 2 行政課

①生活空間満足度向上事業の実施について…資料No.2

【担当】栗田(電話 055-989-5500)

②多文化共生の取り組みについて…資料No.3

【担当】山川(電話 055-989-5500)

## 3 区長連絡協議会

③令和6年度区長連絡協議会役員及び選出委員一覧について…資料No.4

【担当】栗田(電話 055-989-5500)

④令和6年度区長連絡協議会表彰規程に基づく功績者の表彰について…資料No.5

【担当】栗田(電話 055-989-5500)

## 4 連絡事項

第3回役員会(予定)

日時:7月12日(金)19:00~

場所:防災センター・2階第1会議室

第3回区長会(予定)

日時:7月19日(金)19:00~

場所:防災センター・1階多目的室

※開催する場合は、別途、通知します。

## 5 その他

自治会活動保険について

自治会活動保険に加入申込をされた区には、東京海上日動火災保険(株)からの通知を別封筒で同封していますのでご確認ください。

【長泉町区長連絡協議会 事務局】

担 当:行政課地域協働チーム 栗田

電 話:055-989-5500 FAX:055-986-5905

E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

区長各位

長泉町福祉保険課長

避難行動要支援者情報の共有並びに避難支援計画（個別計画）の推進について

町では、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難支援計画(個別計画)を作成し、地域の区長、自主防災会長及び民生委員・児童委員で共有し、地域をあげて要支援者に対する支援を進めています。

つきましては、区長の皆さまには、以下についてご協力をお願いいたします。

※個別計画は、避難行動要支援者(この文書において「要支援者」という)について、避難支援等を実施するための計画です。

- ① 個別計画が保管されている赤ファイル「長泉町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（個別計画）」を前区長から引き継ぎ、適切に保管し、交代する際には次の区長へ確実に引き継ぐこと。
- ② 個別計画に変更（死亡、住所変更など）があった際には、町福祉保険課からの通知に基づき個別計画の修正を行うこと。
- ③ 区内の自主防災会長、民生委員・児童委員と話し合い、各々が保管する個別計画に相違がないことの確認、個別計画の活用や避難支援者の選定などについての調整を行うこと。

個別計画の概要等については、下記のとおりとなります。

## 1 避難行動要支援者

災害時に家族等の支援が受けられない在宅者で次の条件のいずれかに該当する方

介護度要介護3以上、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、難病患者、その他これに準じる方

## 2 避難行動要支援者情報の共有

区ごとに、個別計画が保管されている赤ファイル「長泉町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」を区長、自主防災会長、民生委員に配布しています。

### 3 区長・自主防災会長・民生委員の主な役割

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 区 長       | 3者（区長・自主防災会長・民生委員）間の調整       |
| 自主防災会長    | 避難支援者の決定                     |
| 民生委員・児童委員 | 個別計画の更新・町福祉保険課への連絡           |
| 町福祉保険課    | 避難行動要支援者リスト作成・提供、個別計画作成、体制整備 |

#### ※個別計画登録・変更の流れ

| 内 容                               | 区 長                                      | 自主防災        | 民生委員                     | 町           |
|-----------------------------------|--|-------------|--------------------------|-------------|
| 避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳（個別計画）（別紙①）への登録 | 町福祉保険課より避難行動要支援者連絡票（別紙③）と、個別計画を受理し、更新    |             | 避難行動要支援者宅を訪問し、個別計画の登録を勧奨 | 関係者へ個別計画の送付 |
| 避難支援者（別紙①中、☆印の部分）の選定              | 3者間の意見調整                                 | 避難支援者の決定・報告 | →                        | 避難支援者の登録    |
| 登録内容の変更                           | 避難行動要支援者連絡票（別紙②）により、町福祉保険課へ連絡            |             | →                        | 個別計画の修正     |
| 変更後の登録                            | 町福祉保険課より避難行動要支援者連絡票（別紙③）と更新後の個別計画を受理し、更新 |             | ←                        | 関係者へ個別計画の送付 |

### 4 その他

- ① 自主防災会連合会が推奨する全戸安否確認の実施や、要支援者情報を共有するために民生委員を区の組織に組み入れるなど、各区で避難計画の推進をお願いします。
- ② 個別計画は、非常に高度な個人情報に掲載されていますので、個別計画が入った赤ファイルのお取り扱いにはくれぐれもご注意ください。また、知り得た個人情報が外部に漏出することのないよう、鍵などのかかる場所に保管するなどご配慮ください。

担当：福祉保険課  
 福祉チーム 佐野  
 電話：055-989-5512  
 FAX：055-989-5515

( 参考 )

## 長泉町避難行動要支援者 登録申請書兼登録台帳 (個別計画)

【令和 年 月 日 作成】

私は、災害時に支援が必要なため、この登録台帳を記入し避難行動要支援者台帳に登録します。

また、記載事項を次の関係者に情報提供することに同意します。(●は常備提供、○は発災時のみ

提供) ●民生委員・児童委員 ●区(自主防災を含む) ●避難を支援する人 ●長泉町(福祉、防災)  
○消防署 ○警察署 ○支援ボランティア

|                        |   |          |                                      |          |                                   |
|------------------------|---|----------|--------------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 氏名、性別、生年月日は本人が記入してください |   |          |                                      | 下土狩 区 班  |                                   |
| ふりがな                   | ながいずみ たろう   |          | 性別                                   | 生年月日     | 明治 令和<br>大正 昭和 平成<br>15年 1月 1日生   |
| 氏名                     | 長泉 太郎   |          | 男<br>・<br>女                          |          |                                   |
| 住所                     | 長泉町下土狩111-1   |          | 世帯の状況(該当に○)<br>①. 一人暮らし<br>2. 同居( )人 |          |                                   |
| 電話                     | 055-989-1111  |          | 電話                                   |          |                                   |
| 緊急時の連絡先                | 氏名  | 長泉 次郎    | (本人との関係)                             | 長男)      | 昼 055-989-2222                    |
|                        | 住所  | 長泉町竹原222 |                                      |          | 夜 055-989-2222                    |
|                        | 氏名  | 三島 花子    | (本人との関係)                             | 長女)      | 電話                                |
|                        | 住所  | 三島市本町1-1 |                                      |          | 昼 090-1234-5678<br>夜 055-975-1000 |
| 要支援者区分                 | <input checked="" type="checkbox"/> 独居高齢者・高齡世帯・ねたきり・要支援(1・2) 要介護(1・ <input checked="" type="checkbox"/> 2)・3・4・5)<br>・認知症 ・身体障害(障害名 級) ・療育手帳(A・B)<br>・難病 ・その他( )<br>該当するものすべてに○印、記入してください |          |                                      |          |                                   |
| 避難時の支援に必要な情報           | ・自分で歩行が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 補助者がいれば歩行可能 ・担架や車いすなどによる搬送が必要<br>・持出品(常備薬、医療機器、補そう具など )<br>・かかりつけ医療機関( ○×病院 )<br>該当するものすべてに○印、記入してください                                      |          |                                      |          |                                   |
| 特記事項                   | ゆっくりであれば歩行可能  |          |                                      |          |                                   |
| ★<br>避難支援者             | 氏名  | 東部 一郎    | 住所                                   | 下土狩112-1 | 電話 055-986-000                    |
|                        | 氏名  | 中部 二郎    | 住所                                   | 下土狩113-1 | 電話 055-987-000                    |
|                        | 氏名  | 西部 三郎    | 住所                                   | 下土狩114-1 | 電話 055-988-000                    |
| 申請者<br>(本人以外の場合)       | 氏名  |          |                                      |          | 電話                                |
|                        | 住所  |          |                                      |          | ( )                               |

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の援護により生命等の安全をはかるもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

なお、避難支援者欄に記載された方は、災害時もしくは訓練時において、登録された避難行動要支援者に関わる事故等について、一切責任は課されません。

## 避難行動要支援者連絡票＜記入例＞

区長、自主防災、民生委員 ⇒ 役場福祉保険課

この用紙は、登録申請書兼登録台帳(個別計画)の内容に変更があった場合に使用してください。

令和 年 月 日現在

|            |               |
|------------|---------------|
| 避難行動要支援者氏名 | 長泉 太郎         |
| 区班名        | 下土狩 区 ( 1 ) 班 |

|   |   |       |    |                         |
|---|---|-------|----|-------------------------|
| 変更事項  | <p>死亡、転出、転居、施設入所、緊急時の連絡先、その他、個別計画にある情報の訂正を下記に記載してください。</p> <p>[記入例] 件名:緊急時の連絡先の変更<br/>内容:(氏名)長泉太郎 から長泉花子に変更しました。</p> <p>&lt;件名&gt; 避難支援者の変更</p> <p>&lt;内容&gt; 西部 三郎 → 西部 五郎</p> |       |    |                         |
|   | 氏名  | 西部 五郎 | 住所 | 下土狩114-1 ( 1 )班<br>電話 - |
| 避難支援者の決定、訂正   | 氏名  |       | 住所 | ( )班<br>電話 -            |
|   | 氏名  |       | 住所 | ( )班<br>電話 -            |
|   | 氏名  |       | 住所 | ( )班<br>電話 -            |
| <p>押印または記名</p> <p>区長・自主防災・民生委員</p> <p>下土狩区<br/>区長 ○○ ○○</p> |   |       |    | 役場受付印                   |

## 避難行動要支援者の死亡・転出・施設入所の場合

連絡票により内容を確認し、役場福祉保険課から台帳の削除通知を関係者にお知らせします。  
台帳の破棄をお願いします。(個人情報につき取扱いにご注意ください。)

## 避難行動要支援者情報を変更した場合

連絡票により変更内容を確認し、役場福祉保険課から修正した台帳を関係者に送ります。  
台帳の差し替えをお願いします。

提出先:長泉町福祉保険課  
電 話:055-989-5512

# 避難行動要支援者連絡票

役場福祉保険課 ⇒ 区長、自主防災、民生委員

登録申請書兼登録台帳(個別計画)の内容に変更があったため、連絡します。

令和 年 月 日現在

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 件名 | 新規登録・ <b>内容変更</b> ・施設入所・転出・転居・死亡 |
|----|----------------------------------|

|    |  |
|----|--|
| 内容 | <p>1. 避難行動要支援者の新規登録がありましたので、別紙台帳の追加をお願いします。また、区長を中心に三者で協議を行い、避難支援者の決定もお願いします。</p> <p>② 避難行動要支援者台帳の内容に変更がありましたので、別紙台帳の差し替えをお願いします。</p> <p>3. 避難行動要支援者が【死亡・転出・転居・施設入所】したため、台帳の破棄をお願いします。</p> |
|----|--|

|            |            |
|------------|------------|
| 避難行動要支援者氏名 | 長泉 太郎      |
| 区名         | 下土狩区 ( 班 ) |

担当:長泉町福祉保険課  
電話:055-989-5512

## 生活空間満足度向上事業の実施について

町では、「自治会との協働による良質で安全性の高い歩行空間等の創出」を推進するため、子どもや高齢者等が地域内で安全・安心して生活できるよう、地域に精通している区役員と町職員が区内をまわり、地域の課題等(危険箇所等)を確認、その解決方法を検討し、解決に向けて地域住民と協働で取り組む「まちなかカイゼン Before After(生活空間満足度向上事業)」を平成28年度から実施しています。

これは、生活空間の満足度向上を図り、安全・安心な地域社会の形成を図るとともに、まちづくりの基本理念である「自らが主役となってみんなで共にまちを創る(協働する)」ことにより、一人ひとりが責任と行動力・解決能力を発揮していくまちづくりを目指していくものです。

### 2 実施場所

原則として1地区を選定して実施する。

※地区の選定例(地域の実情等を踏まえて検討)

(例1)区内全域 (例2)〇〇小学校から概ね半径200m位の地域

### 3 参加者

区役員、町職員(P・T:プロジェクトチーム等)

### 4 まち歩き実施日

7月中旬頃から8月頃(日程は区と町で調整)

### 5 点検箇所

・道路標示・カーブミラー・ガードレール・防護柵・防犯灯 等

### 6 事業概要

#### (1)まち歩き

昼間と夜間(概ね1日ずつ)、区役員と町職員がモデル地区内を歩き、地域の課題等(危険箇所等)を点検・確認する。

#### (2)改善方法の検討

確認した課題等の改善方法を検討する。検討にあたっては、区役員と町職員がハード面(改修工事等)とソフト面(地域等での取り組み等)の両面から、課題等の改善方法を検討し、それぞれが取り組むべき内容を確認する。

### (3)改善に向けた取り組みの実施

区、町が一体となり、課題解決に向けた取り組みを行うことで、安全・安心して暮らせる環境を形成する。

※改善の例:道路の安全点検、防犯灯の設置、段差の解消、隅切りの設置 等

※危険箇所以外の情報(検討):ウォーキングコース等の検討、区の自主的な取り組みへの支援等

### (4)横断的な事業の検討

まち歩きや区役員より得られた情報については、関係課で情報を共有し、新たな事業が横断的に展開できるのかを検討する。

## 7 実績

| 実施年度   | 地域名        | 確認箇所数 | 改善内容   |
|--------|------------|-------|--|
| 平成28年度 | 納米里        | 73    | 道路標示、カーブミラー、段差の解消、防護柵、ごみボックス 等                           |
| 平成29年度 | 中土狩        | 46    | 道路標示、カーブミラー、舗装、ガードレール、防犯灯等                               |
|        | 新屋町上       | 84    |  |
| 平成30年度 | 竹原         | 97    | 道路標示、舗装、防護柵、グリーンベルト 等                                    |
| 令和元年度  | 南一色        | 113   | 道路標示、舗装、カーブミラー、グリーンベルト 等                                 |
| 令和2年度  | 薄原上<br>薄原下 | 中止    | ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止。<br>町と両区で協議し、次年度に延期とした。             |
| 令和3年度  | 薄原上<br>薄原下 | 34    | 道路段差、凹凸、側溝、公園、広場、空家<br>道路標示、グレーチング、水路、電柱、植栽              |
|        |            | 31    |  |
| 令和4年度  | 原分         | 28    | 道路標示、防犯灯、歩道、水路、道路標識、<br>カーブミラー、道路幅員、側溝、防護柵、看板、グレーチング、通学路 |
| 令和5年度  | 本宿         | 52    | 道路標示、舗装・凹凸、道路標識、カーブミラー、<br>防犯灯、植栽、ごみステーション等              |

※令和6年度に実施を希望される区は、行政課までご相談ください。

担当/行政課地域協働チーム 栗田

電話/055-989-5500 FAX/055-986-5905

E-mail/chiki@town.nagaizumi.lg.jp



## 参考

### 令和5年度実施区／本宿区

本宿区では、区内を2班(A班・B班)に分けて、まち歩き、ワークショップを実施しました。  
(実施内容の詳細は、広報ながいずみ3月1日号で紹介しています。)

### まち歩きの様子

#### A班①



#### A班②



#### A班③



#### A班④(夜間)



#### B班①



#### B班②





**B班③**



**B班④(夜間)**



**ワークショップ・発表の様子**

**A班**



**B班**



長行政第 11 号  
令和6年5月17日

区長各位

行政課長

### 多文化共生の取り組みについて

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、町では第5次長泉町総合計画にて「町内在住の外国人が暮らしやすい環境整備の推進」を掲げ、国籍や性別等によらない多様性社会の構築を目指しています。当町の外国人数の推移をみても、過去5年間で100人以上増加し、今後も増加していくと予想しています。そこで、昨年度、町内で初めての日本語教室（試行的）を開催しました。教室では、地域に住む日本人がサポーターとなり、身近なテーマを基に対話をしながら日本語を学べる内容で実施し、地域の外国人と日本人がつながる場としての役割を見出すことができました。

多文化共生社会を推進するためには、私たち日本人も、異文化を知り、学び、相互に理解することが大切であり、地域の皆様と共に、「みんなが住みやすい“ちよūdōいい”まち」を目指し、多文化共生社会を推進していきたいと考えております。

つきましては、地域を代表する皆様にも多文化共生事業にご協力いただきたく、日本語教室へのサポーターとしての参加や見学など、興味のある方は、担当までご連絡ください。

なお、区長の皆様には、区民の方々に情報共有していただき、お近くに困りごとを抱える外国人がいるようでしたら、ぜひこの事業につなげていただくようご協力をお願いします。今年度の事業スケジュールについては、広報ながいずみ等でお知らせさせていただきます。

#### ○令和6年度の予定

- ・地域日本語サポーター養成講座
- ・日本語教室
- ・日本文化体験 など

担 当／地域協働チーム 山川

電話番号／055-989-5500

F A X／055-986-5905

E-mail /chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

## 令和5年度の取り組み

### ○地域日本語サポーター養成講座

日本語教室で、外国人学習者を支援するボランティアを対象とした講座を開催  
(参加者 30 人)

【内容】(1回4時間)

- ・町の外国人の現状
- ・対話交流型の教室とは
- ・教材等の説明
- ・体験ワーク



### ○日本語教室 (全6回)

学習者(外国人)とサポーターがペアになり、  
対話を通して日本語を学ぶ対話交流形式にて実施

| 日時    | テーマ                | 学習者数 | サポーター数 |
|-------|--------------------|------|--------|
| 9/30  | 自己紹介               | 22   | 19     |
| 10/14 | 出身地                | 12   | 18     |
| 10/28 | 家族                 | 13   | 21     |
| 11/11 | 食べ物                | 7    | 15     |
| 11/25 | 救急車の呼び方<br>※消防署の見学 | 10   | 18     |
| 12/9  | 年中行事               | 5    | 18     |



### ○日本文化体験

日本文化の体験を通して、日本語学習に興味を持ち、教室参加へとつなげるため  
に実施(1回2時間)

【内容】

- ・書道
- ・茶道
- ・昔の遊び(けん玉やこまなど)





## 令和6年度 長泉町区長連絡協議会役員及び選出委員一覧

## 1 長泉町区長連絡協議会役員

| 役職  | 区名  | 区長名    | 役職 | 区名    | 区長名   |
|-----|-----|--------|----|-------|-------|
| 会長  | 竹原  | 皆川 真広  | 理事 | 元長窪   | 小林 雅治 |
| 副会長 | 下長窪 | 芹澤 孝弘  | 理事 | 新屋町中  | 藤森 誠司 |
| 会計  | 東   | 杉山 修一  | 理事 | 薄原下   | 杉山 弘年 |
| 監事  | 谷津  | 佐々木 啓之 | 理事 | エンゼル西 | 濱野 雅信 |
| 監事  | 本宿  | 坂間 福司  |    |       |       |

## 2 長泉町区長連絡協議会選出委員一覧

| 担当部署    | 役員名                                    | 人数 | 期間                     | 区名         | 区長名    |
|---------|--|----|------------------------|------------|--------|
| 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会理事                              | 1名 | R6.6~R7.6<br>(定時評議員会迄) | 本宿         | 坂間 福司  |
|         | 社会福祉協議会評議員                             | 1名 | R6.6~R7.6<br>(定時評議員会迄) | 東          | 杉山 修一  |
| 行政課     | 明るい選挙推進協議会                             | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | エンゼル西      | 濱野 雅信  |
| 企画財政課   | 地域公共交通協議会                              | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 下長窪        | 芹澤 孝弘  |
| 地域防災課   | 防災会議                                   | 1名 | R6.4.1~R8.3.31         | 会長<br>(竹原) | 皆川 真広  |
|         | 交通安全対策委員会                              | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 薄原下        | 杉山 弘年  |
| 福祉保険課   | 日本赤十字社長泉町分区<br>協賛委員会(会長)               | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 下長窪        | 芹澤 孝弘  |
|         | 福祉会館運営委員会及び<br>在宅福祉総合センター委員会           | 1名 | R6.4.1~R8.3.31         | 新屋町中       | 藤森 誠司  |
|         | 民生委員推薦会                                | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 薄原下        | 杉山 弘年  |
| 健康増進課   | 健康づくり推進協議会                             | 1名 | R6.4.1~R8.3.31         | 元長窪        | 小林 雅治  |
| 長寿介護課   | 地域包括支援センター運営協<br>議会・地域密着型サービス運<br>営委員会 | 1名 | R6.4.1~R9.3.31         | 谷津         | 佐々木 啓之 |
| くらし環境課  | 環境美化運動推進協議会<br>(会長)                    | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 会長<br>(竹原) | 皆川 真広  |
|         | 環境審議会                                  | 1名 | R6.4.1~R8.3.31         | 東          | 杉山 修一  |
| 産業振興課   | 長泉わくわく祭り実行委員会<br>(委員長)                 | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 会長<br>(竹原) | 皆川 真広  |
| こども未来課  | 要保護児童対策地域協議会                           | 1名 | -                      | 本宿         | 坂間 福司  |
| 生涯学習課   | 青少年問題協議会                               | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | エンゼル西      | 濱野 雅信  |
| 裾野警察署   | 交通規制審議会                                | 1名 | R6.4.1~R7.3.31         | 会長<br>(竹原) | 皆川 真広  |

※上記のほか、静岡県自治会連合会(理事)に会長が選任されます。

## 令和6年度長泉町区長連絡協議会表彰規程に基づく功績者の表彰について

## 1 被表彰者

○本宿区 坂間 福司(さかま ふくじ)

表彰対象任期:平成28年4月1日～平成30年3月31日,令和4年4月1日～令和6年3月31日

平成28年度、平成29年度 区長会長

令和4年度、令和5年度 区長会長

## 長泉町区長連絡協議会表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、本会員の永年勤続及び功績に対し表彰の基準方法等を定めたものである。

## (表彰の基準)

第2条 本会員で次の各号に該当するときは、これを表彰する。

(1) 3年以上区長の職にあるもの、又はあったもの。

(2) その他本会又は区運営につき功績顕著であると認められるもの。

## (在職年数の通算)

第3条 前条の在職年数は、中断した場合もこれを通算する。ただし、月の途中で辞任した場合には、その月はこれを通算しない。就任した時も同様とする。

2 前項の在職年数は、毎年3月31日を基準日として計算し、1年に満たない場合はこれを切り捨てる。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は役員選考後に開催される区長会において行い、表彰状又は感謝状をおくる。

## (受賞者の選考)

第5条 表彰該当者等は会長が調査し役員会に諮って決定する。

## (会長への委任)

第6条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

## 附 則

本規程は、昭和56年8月1日から施行する。

会員の在職通算の基算は、昭和35年4月1日(町制施行日)とする。

規程の一部改正 平成9年4月1日(第3条2項)

規程の一部改正 平成12年2月4日(第4条)